

給付業務に係る連絡事項（平成 20 年 5 月 19 日）

※朱書の箇所が「給付業務に係る連絡事項（平成 20 年 5 月 9 日）」からの追加事項となります。

○ 療養費、葬祭費等支給申請に係る注意事項

①市町村標準システム端末からの支給受付（登録）について

- ・ 決定日は月末の日付で自動で設定されています。通常は決定日を変更しないで下さい。

※ 4 月申請分を 5 月に標準システム端末から入力する場合は、電算処理システムの療養費、葬祭費支給受付（登録）の受付日を 4 月の申請日に修正し、決定日を 4 月 30 日と入力して下さい。受付日、決定日が修正されていない場合は 5 月申請分となります。翌月以降も同様となります。

- ・ 申請者情報における氏と名及び連絡先は正しく入力してください。

※ 名が入力されていない事例があります。

※ 電話のない方等については、0 と入力して下さい。

- ・ 市町村において療養費等の口座情報を登録するにあたり、金融機関選択の画面において当該金融機関の検索ができない際は、広域連合までご連絡下さい。

※ 広域連合にて当該金融機関コード等の情報を登録します。その場合、その申請に係る市町村標準システム端末からの入力は翌日以降となります。

- ・ 補装具の申請でも医療機関（証明をした医療機関）を入力して下さい。医療機関が入力されないと医療費通知に表示することができません。

※ 新設や名称の変更により、登録のない（検索のできない）医療機関については、医療機関選択画面の名称カナにおいて「ミトウロク」で検索し、「未登録医療機関」を選択して下さい。また、広域連合まで提出する申請簿の備考の欄に「未登録医療機関」と記載して下さい。

②療養費、葬祭費等支給申請書及び申請簿について

- ・ 療養費（補装具）の支給申請について、平成 20 年 4 月以降の領収が対象としていましたが、医師の証明書において、平成 20 年 4 月以降の日付があるものが対象となります。

- ・ 支給申請書に記載された文字を訂正する際は、ボールペンをうい朱書により見えけ

し（二重線）で修正し訂正印を押印して下さい。但し、金額については訂正できません。

- ・ 広域連合から市町村標準システム窓口端末 D フォルダへ送信する療養費等支給申請簿は、市町村において、標準システム窓口端末以外の PC においては一部文字化けすることがあります。

※ 文字化けした文字は申請書のとおり前述同様、朱書により見えけしで修正し訂正印を押印して下さい。

- ・ 支給申請書には必ず押印を徴して下さい。但し、署名を習慣とする外国人については自著とします。

※ 沖縄県後期高齢者医療広域連合会計規則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 14 号)第 46 条第 2 号及び第 8 条による。

○ 広域連合 HP の市町村専用ページの閲覧について

- ・ 市町村へのお知らせは市町村専用ページへ掲載しますので日々の確認をお願いします。